別記様式第二十七号を次のように改める。

様式第二十七号（第十九条関係）

標　識

宅地建物取引業者票	
届出番号	第　号
届出年月日	年　月　日
商号	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	（宅地建物取引業に従事する者の数　人）
主たる事務所の所在地	電話番号（　）　－
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第１条第１項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。	

25cm以上

35cm以上

備　考

１　本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出をした日を記載すること。

２　本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十号様式を次のように改める。

第十号様式（第二十条関係）

標　識

住宅宿泊管理業者登録票	
登録番号	国土交通大臣（　）第　号
登録年月日	年　月　日
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
商号、名称又は氏名	
主たる営業所又は事務所の所在地	電話番号　（　）

25cm以上

35cm以上

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法施行規則別記様式第九号及び別記様式第二十七号並びに第二条の改正規定は、公布の日から施行する。